

## 審査報告書

総合判定

合格

不合格

	協働の着眼点	合格		不合格
		項目数	必須	非必須
1	【お客様を基点とする企業姿勢の明確化】	3	1	2
2	【コンプライアンスの徹底】	5	2	3
3	【安全かつ適切な食品の提供をするための体制整備】	4	1	3
4	【調達における取組み】	6	3	3
5	【製造における取組】	20	9	11
6	【販売における取組み】	2	0	2
7	【持続性のある関係のための体制整備】	7	0	7
8	【取引先との公正な取引】	2	1	1
9	【取引先との情報共有、協議の取組】	4	1	3
10	【お客様とのコミュニケーションのための体制整備】	8	1	7
11	【お客様からの情報の収集、管理および対応】	8	2	6
12	【お客様への情報提供】	5	0	5
13	【食育の推進】	5	0	5
14	【緊急時を想定した自社体制の整備】	5	1	4
15	【緊急時の自社と取引先との協力体制の整備】	4	1	3
16	【緊急時のお客様とのコミュニケーション体制の整備】	12	2	10
	評価点	100	25	75
	満点	100	25	75

総合判定の見方と「協働の着眼点」の問題点の見方

- 1、 必須に指摘がある場合には、不合格になります。  
必須事項なので、改善されるまでには認証がされません。  
どの項目に、何が無かったのか、行われていなかったのかなどの結果がコメントされていますのでコメント欄をご確認いただき、改善してください。
- 2、 非必須は、基本的に点数のみで評価(1点または、0点)されますが、審査員が大きな問題に繋がると判断した場合には、コメントを入れて、必須と同じ扱いになることがあります。  
この場合は、必須と同じ扱いですから、不合格になる場合があります。  
どの項目に、何が無かったのか、行われていなかったのかなどの結果がコメントされていますのでコメント欄をご確認いただき、改善してください。
- 3、 点数は、100点満点ですが、上述のように、必須の25点は必ず取得し、かつ、非必須も大きな問題が無く0点(合計25点)でも、合格場合があります。  
しかしながらこの場合、FCP本来の目的である「消費者からの信頼」には値しませんので、60点を合格の目安としてください。
- 4、 指摘事項(改善要求事項)を以下に示します。

4の改善要求事項が改善されたならば、または、改善計画ができなならば、その内容の報告をしてください。